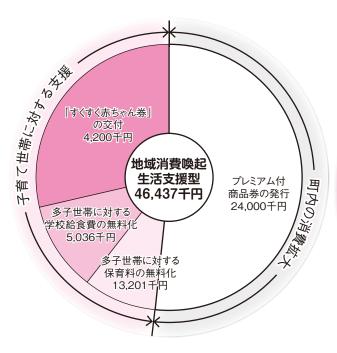
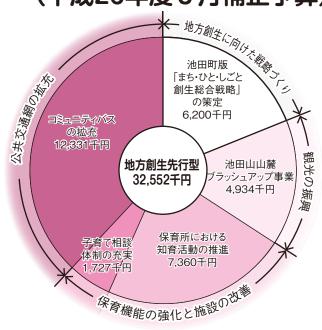
地域活性化。地域住民生活等緊急支援交付金」実施事業



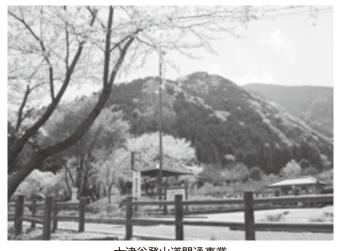
(平成26年度3月補正予算)



意見書を採択

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び 労災認定基準の改正などを要請する意 見書(抜粋)

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高 所からの転落、転倒、スポーツ外傷な どにより、頭部に衝撃を受け、脳内の 情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神 経線維が断裂するなどして発症する病 気です。



大津谷登山道開通事業

- (1)業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者 を、労災の障害(補償)年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- (2) 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる 外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
- (3) 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 12 日

岐阜県池田町議会議長 岩谷真海

--- 提出先 ---

参議院議長 衆議院議長 町村 信孝 様 山崎 正昭 様 内閣総理大臣 安倍 晋三 様 総務大臣 高市 早苗 様 厚生労働大臣 塩崎 恭久 様 文部科学大臣 下村 博文 様